

## 令和7年度北海道雄武高等学校部活動に係る活動方針

### 部活動の活動方針策定の趣旨について

本校の学校教育目標等を踏まえ、北海道教育委員会による平成31年1月の「道立学校に係る部活動の方針」に則し、生徒のバランスのとれた学校生活や、教員の部活動指導における負担を軽減し、働き方改革を推進することを目的として、本校部活動の活動方針を策定する。

なお、本活動方針は毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。

### 1 部活動の目的

活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

### 2 部活動の運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画・活動実績を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者等にも提示し理解と協力を求める。
- (2) 部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。
- (3) 部活動顧問会議を定期的で開催する。
- (4) 練習試合、合宿及び遠征については、「北海道雄武高等学校生徒対外遠征・練習試合・合宿に関する規定」に基づく。

### 3 本年度の部活動

- (1) 本年度設置する部活動について
  - ①運動部：陸上競技・卓球
  - ②文化部：吹奏楽・ボランティア・軽音楽・茶華道

### 4 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 休養日は週1日以上設定する。
- (2) 週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とする。また、学校全体で部活動を行わない日(学校閉庁日や定期考査期間、成績評価期間等)を含め、部ごとに年間で73日以上設定する。

なお、学校閉庁日や部活動定期考査1週間前(土日含む)にやむを得ず大会等がある場合は校長に許可を得る。
- (3) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、合理的でかつ効率的な活動を行う。
- (4) 学校の休業日に練習試合等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。

## 5 指導及び保護者の協力について

### (1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、体罰を正当化してはならず、体罰等は決して許されないものであると自覚し、適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

### (2) 保護者の理解と協力について

保護者等の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者等に示す。

## 6 その他

(1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。

(2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。

(3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。

## 7 部活動に係る相談・要望の窓口

〒 098-1702 紋別郡雄武町字雄武 1495 番地

TEL (0158) 84-2043 FAX(0158)84-2956

E-mail : oumu-z0@hokkaido-c.ed.jp

(担当：教頭)